令和５年度　飯綱町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

**１ 趣旨**

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第９条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するために定める。

**２ 用語の定義**

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

**３ 適用範囲**

この方針は、本町の全組織における物品等の調達に適用する。

**４ 方針の管理**

この方針の策定及び管理は、保健福祉課において行う。

**５ 調達の対象となる障害者就労施設等**

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(１)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所・施設等

ア　就労移行支援事業所

イ　就労継続支援事業所(Ａ型・Ｂ型)

ウ　生活介護事業所

エ　障害者支援施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）

オ　地域活動支援センター

(２)障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

(３)障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア　障害者の雇用促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく

子会社の事業所(特例子会社)

イ　重度障害者多数雇用事業所(次の～の要件をすべて満たすもの)

　　 　障害者の雇用者数が5人以上

　　 　障害者の割合が従業員の20%以上

　　 　雇用障害者の占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(４)障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア　在宅就業障害者

イ　在宅就業支援団体

**６ 調達を推進する物品等及びその調達目標**

障害者就労施設等が供給することが可能な物品の購入及び役務の提供を調達推進項目とし、その調達目標は、5,000,000円(参考：令和４年度調達実績4,857,287円)とする。

**７ 調達の推進方法**

（１）町は、障害者就労施設等からの調達可能な物品購入及び役務提供についての情報を収集し、これらの情報をもとに、各課等に対し障害者就労施設への優先調達を依頼する。

（２）障害者就労施設への調達にあたっては、発注可能な物品等を 各課等において十分に検討する。

**８ 調達の方針及び調達実績の公表**

（１）調達方針を作成した時は、町ホームページ等で公表する。

（２）調達実績は、年度終了後に取りまとめ、町ホームページ等で公表する。